

税の優遇措置

中小企業者に対する税制にはいろいろな優遇措置がありますが、経営革新計画の承認を受けると、次の2つの優遇措置があります。

(1) 設備投資減税（特別償却制度・税額控除制度） (2) 同族会社の留保金課税の停止措置

(1) 設備投資減税（中小企業等基盤強化税制）

企業が設備投資を行った場合には、特別償却又は税額控除ができる優遇措置があります。その中でも「経営革新計画」の事業のために取得等した機械・装置については、取得価額の7%の税額控除（リースの場合は費用総額の60%相当額の7%）又は取得価額の30%の特別償却を利用することができます。

取得又は製作…… 1台又は1基の取得価額 280万円以上

リース……… 1台又は1基のリース費用の総額 370万円以上

※器具・備品については対象になりません。

特別償却とは

通常の減価償却費とは別枠で、原則として取得した事業年度にのみ「取得価額×30%」を特別に償却することで、早期償却により費用化を早め、資産の陳腐化に備えることになります。

特別償却費 [取得価額×30%]

通常の減価償却費

← 当期償却額

税額控除とは

法人税額からさらに税額を控除することができる制度で、その分だけ納付する法人税額が少なくなります。

<取得の場合>

取得価額×7%

<リースの場合>

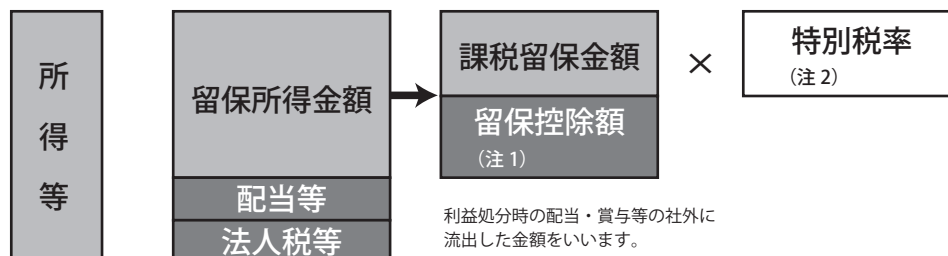
リース費用の総額×60%×7%

← 税額控除額

(2) 同族会社の留保金課税の停止措置

留保金課税とは、同族会社（3人以下の株主等で、持株割合が50%超の会社）が内部留保した金額に対して、追加的に課税される制度です。「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者のうち同族会社においては、留保金課税が停止されます。

$$\text{留保金課税額} = [\text{所得等} - (\text{配当等} + \text{法人税等}) - \text{留保控除額}] \times \text{特別税率}$$



(注1) 「留保控除額」

次の基準の中で最も多い金額です。

- ① 所得基準額 = 当事業年度の所得等の金額 × 35%
- ② 定額基準額 = 年 1,500 万円
- ③ 積立金基準額 = 期末資本金の 25% 相当額 - 期末利益積立金額

(注2) 特別税率

課税留保金額	率
年 3,000 万円以下の金額	10%
年 3,000 万円超年 1 億円以下の金額	15%
年 1 億円を超える金額	20%